

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 子ども青少年局 玉野川学園

監 査 期 間 令和元年10月18日から
令和2年 2月14日まで
（実地検査：令和元年10月18日）

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度から、毎年度、リスクの高い分野について随時監査を実施している。

今回の監査は、実地検査当日において、現金、金券類等の物品の出納保管状況につき、それらの現在高及び関係帳票等を調査した。

なお、監査は、監査対象局に対して実地検査当日に通知して実施した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 財産管理事務

備品の管理について

(2) 行政運営事務

預り金の管理についてなど 2項目

第3 指 摘 事 項

1 財産管理事務

備品の管理について

名古屋市会計規則によると、物品管理者は、備品の使用状況について毎年 1回財務会計総合システムに登録された情報等と現物との照合を行い、その結果を市長及び市会計管理者に報告することとされており、玉野川学園では、平成30年度の検査結果は全て適正であったと報告している。

備品の使用状況を調査したところ、財務会計総合システムに登録されている物品のうち、自動手指消毒器や全自動高速高圧滅菌器など現物が見つからないものが複数あった。

玉野川学園によると、平成30年度の検査の際、現物が確認できない備品があったことを把握していたにもかかわらず、原因の調査や廃棄等の手続きを行っていなかったとのことであった。

現物が確認できない備品についてその原因を調査し、備品の使用状況を明らかにしたうえで、必要な手続きを行われたい。

2 行政運営事務

(1) 預り金の管理について

玉野川学園では、入所児童の所有する現金、預金通帳、印鑑等（以下「預り金等」という。）を、入所児童又は保護者の依頼に基づき、出納及び管理している。

名古屋市玉野川学園入所児童預り金等管理要綱（以下「預り金等管理要綱」という。）によれば、本市から入所児童に生活訓練費として支給する現金（以下「小遣い」という。）は、事務取扱者（入所児童の生活指導を担当する職員）が預かり、各寮舎の金庫で管理し、その出納は入所児童の能力に応じて事務取扱者の指導のもと現金出納簿に代えて小遣い帳を入所児童本人が記入するものとされている。

また、管理責任者（園長）は毎月 1回、預金通帳、現金と出納簿等関係帳票を照合し、出納の状況を確認するとともに、その結果について預り金業務点検結果報告書により子ども青少年局子ども福祉課長に報告することとされている。

預り金等の管理状況を調査したところ、預り金業務点検結果報告書では関係帳票と現金等の照合の結果、一致しているとの報告であったが、計算誤りがある小遣い帳が散見された。また、毎月の小遣いとは別に支給された研修旅行用小遣いについては、小遣い帳の作成が行われていなかった。

すべての預り金について現金出納簿又は小遣い帳を作成するよう徹底されたい。また、管理責任者は、預り金等管理要綱に基づき、預金通帳、現金と関係帳票との照合を確実に実施されたい。

(2) 金庫内に保管されていた現金の管理について

事務室で管理している金庫の内容物について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 平成28年度に、既に使われていない寮の清掃を行った際に発見された 7,924 円が、処理されないまま金庫で保管されていた。

イ 平成25年度に、全国の児童自立支援施設で構成される協議会で実施する事業に、職員を運営委員として選任し、当該協議会の事務に従事させた際に、通信費として支給された現金の残金 2,760円が、処理されないまま金庫で保管されていた。

これらの現金については、適正に処理されたい。